

三木町農業者物価高騰対策継続支援金のご案内

燃油、配合飼料、資材等の物価高騰等により厳しい経営を強いられている三木町内の農業者の事業継続を支援します。

【申請期間】

令和7年8月1日（金）から令和7年9月30日（火）まで

支援金の内容

区分	交付要件	支援金額	必要な書類
認定農業者 認定新規就農者	令和7年7月1日時点で、農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けている者	80,000円	振込口座の通帳又はキャッシュカードの写し
販売農家	令和6年の確定所得申告または町申告において、50万円以上の農業収入がある者	25,000円	(1) 令和6年中の農業収入額が記載された確定申告書の写し、または町申告書の写し (2) 振込口座の通帳又はキャッシュカードの写し
畜産農家 (酪農・肉用牛農家)	令和7年7月1日時点で、獣畜の飼養に関し、許可を受けている者	5,000円/頭 ただし、令和7年4月10日時点で飼育している頭数に基づき算定し、その合計の上限は500,000円とする。	振込口座の通帳又はキャッシュカードの写し

支援の流れ

(1) 令和7年8月1日（金）から令和7年9月30日（火）までの間に、交付申請書に添付書類を添えて、次のいずれかの方法で申請

①インターネットによる申請

〈QRコード〉



〈URL〉

<https://logoform.jp/form/EfAc/1070510>

② 郵送（令和7年9月30日消印有効） ・

持参による申請（令和7年9月30日午後5時まで）

(2) 三木町で申請内容を審査

(3) 申請時に届け出た金融機関口座に支援金を振込

質 問	回 答
申請書に添付が必要な書類は何ですか？	認定農業者、認定新規就農者、畜産農家については、振込口座の通帳又はキャッシュカードの写しのみを提出してください。 販売農家については、令和6年の確定所得申告書または町申告書の写し及び振込口座の通帳又はキャッシュカードの写しを提出してください。 ※e-Taxによる申告の場合 ⇒受信通知、書面による申告の場合は税務署が交付する受付確認のリーフレット
請求書はいつ提出すればいいですか？	本事業では、申請段階で支援金の振込口座の情報を記載いただきます。 支援金の申請者名と、同じ名義の振込口座を記入してください。
確定所得申告を法人で行っていますが、法人・従業員とも対象になりますか？	法人のみ対象です。従業員の収入は給与収入であるため、従業員は対象になりません。
確定所得申告を行わず、町民税・県民税申告のみ行いましたが対象になりますか？	町民税・県民税申告書による申請は可能です。その場合は、三木町税務課が受け付けた町申告の写しを添付してください。
家族の構成員が個々に確定所得申告をしていた場合、申請はどのようにすれば良いですか？	家族の構成員が個々に令和6年の確定所得申告または町申告において農業収入又は事業収入が50万円以上の場合、各人ごとに申請できます。
確定所得申告書または町申告書の控えを紛失してしまいました。どうすれば良いですか？	確定所得申告書の控えは、税務署の窓口か郵送で開示請求すると再発行できます。なお、町申告書については、三木町税務課にて再発行ができます。

お問い合わせ・申請先
三木町 農林課 農林係
香川県木田郡三木町大字氷上310番地
〒761-0692 TEL：087-891-3308